

令和5年度電気工事業立入検査結果について

電気工事業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づき、令和5年度に電気工事業者に対し、実施した立入検査の結果についてお知らせします。

1. 立入検査の概要について

[1] 検査対象について

当支部管内に営業所を置く電気工事業者から9者（みなし登録電気工事業者：9者）を選定しました。

[2] 検査対象期間

令和5年4月～令和6年3月

[3] 検査項目

- (1) 登録、届出、通知により手続が行われているものと実態が一致しているか
(法第4条他)
- (2) 主任電気工事士が行う一般用電気工事に係る作業管理が十分であるか
(法第20条)
- (3) 電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させていないか
(法第21条)
- (4) 請け負った電気工事を当該電気工事業を営む電気工事業者でない者に請け負わせていないか
(法第22条)
- (5) 電気用品安全法による表示の付されていない電気用品を電気工事に使用していないか
(法第23条)
- (6) 絶縁抵抗計その他の経済産業省令で定められた器具を備えているか
(法第24条)
- (7) 標識の掲示の有無又は記載事項に誤りはないか
(法第25条)
- (8) 帳簿の有無又は記載事項に誤りはないか、保存期間が守られているか
(法第26条)

2. 検査結果について

[1] 違反事項について

被検査者9者中6者で法違反が認められたので、改善を指示しました。違反事項及び違反件数は以下のとおりです。

- (1) 登録、届出、通知により手続が行われているものと実態が一致しているか
(法第4条他) 0件
- (2) 主任電気工事士が行う一般用電気工事に係る作業管理が十分であるか
(法第20条) 1件
- (3) 電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させていないか
(法第21条) 0件
- (4) 請け負った電気工事を当該電気工事業を営む電気工事業者でない者に請け負わせていないか (法第22条) 0件
- (5) 電気用品安全法による表示の付されていない電気用品を電気工事に使用していないか (法第23条) 1件
- (6) 絶縁抵抗計その他の経済産業省令で定められた器具を備えているか
(法第24条) 1件
- (7) 標識の掲示の有無又は記載事項に誤りはないか
(法第25条) 4件
- (8) 帳簿の有無又は記載事項に誤りはないか、保存期間が守られているか
(法第26条) 3件

[2] 各項目の評価について

- (1) 登録、届出、通知により手続が行われているものと実態が一致しているか
(法第4条他)

この事項について違反事例はありませんでした。

登録電気工事業者の場合は法第4条第1項、みなし登録電気工事業者（建設業者の場合は電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という）第24条に規定する事項を変更したときは、遅滞なく、変更届を提出しなければなりません。

みなし登録電気工事業者及びみなし通知電気工事業者の場合は、5年ごとに建設業の許可番号が変更になるので、5年に1回は変更届を提出する必要がありますので御注意ください。代表者や営業所の名称・所在地、主任電気工事士が変更になった場合等も、届出が必要となります。主任電気工事士が退職した際は必ず新たな主任電気工事士を選任し、変更届の提出が必要となります。

なお、電気工事の作業の管理の業務を行っていても、営業所に該当しますが、電気工事の契約の締結、経営管理等のみを行い、具体的な電気工事の作業に関する管理をすべて下部組織等に行わせているような本店等は、営業所には該当しないため、実態に沿った登録をお願いします。

(2) 主任電気工事士が行う一般用電気工事に係る作業管理が十分であるか（法第20条）

主任電気工事士が行う一般用電気工事に係る作業管理が不十分な事例がありました。

一般用電気工作物等の工事を行う営業所については営業所ごとに主任電気工事士の設置が義務づけられており、主任電気工事士は、法第20条に規定されているとおり、電気工事による危険及び障害が発生しないように作業の管理を行わなければなりません（詳しくは以下の○主任電気工事士の職務を参照ください。）。

なお、主任電気工事士は、営業所間や異なる電気工事業者での兼務は認められていません。また、一般用電気工事の作業に従事する者は、主任電気工事士の指示に従わなければなりません。

○主任電気工事士の職務

①配線図の作成及び変更、主任電気工事士が作成しない場合はそのチェックをすること

②一般用電気工作物等が本法及び電気関係法規に違反しないよう管理すること

イ. 法第21条の規定により電気工事士でない者が電気工事の作業に従事していないことの監視

ロ. 法第23条の規定により表示のない電気用品の使用の監視

ハ. 法第27条の第1項及び第2項の規定により危険等防止命令を受けた場合のその遵守義務

ニ. 電気設備の技術基準の適合性等電気関係法規の遵守

③法第29条第1項の規定により立入検査を受ける場合の立ち会い

④一般用電気工事の検査結果の確認

⑤法第26条に定める帳簿の記載上の管理監督

⑥その他一般用電気工事に関する一般的な管理監督

(3) 電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させていないか（法第21条）

この事項について違反事例はありませんでした。

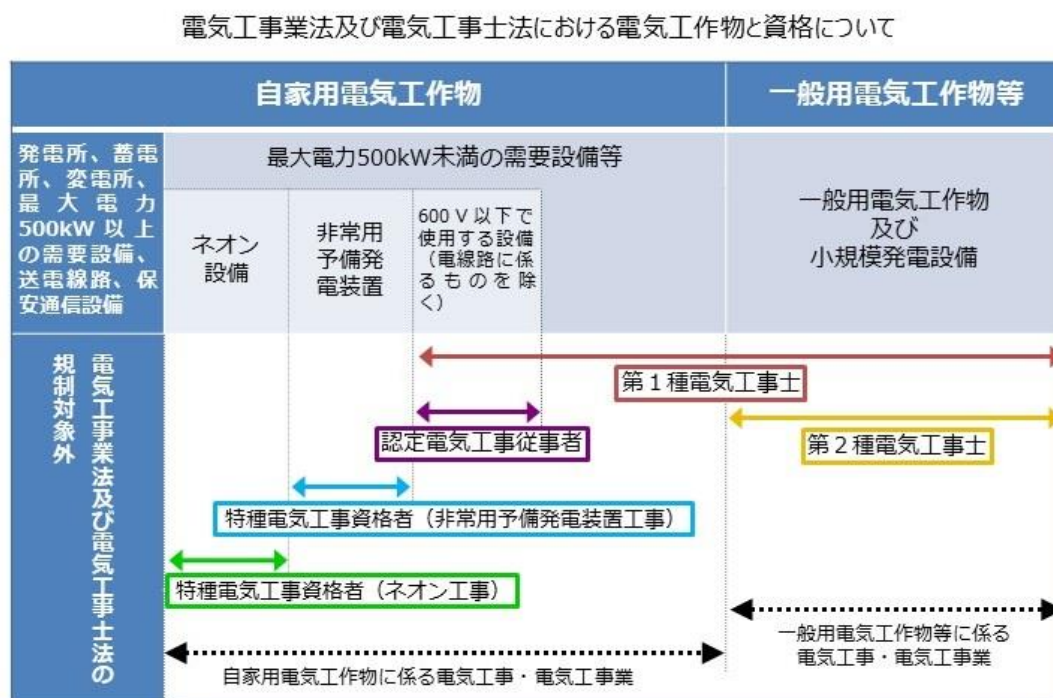
法第21条では、電気工事士法第3条と同様に、電気工事士等でないものを電気工事の作業に従事させることを禁止しております。電気工事を行う際は工事の種類に応じた資格が必要です。第2種電気工事士が行うことができるのは一般用電気工事に限られ、たとえ低圧工事であっても、自家用電気工作物であれば、第1種電気工事士又は認定電気工事従事者でなければ、電気工事の作業に従事できません（表1：「電気工事業法及び電気工事士法における電気工作物と資格について」参考）。

請負業者の作業員は、電気工事の作業に従事する以上は電気工事の種類に応じて資格を有している必要があることにご注意ください。

なお、第2種電気工事士免状を取得していれば、3年以上の実務経験又は講習の受講で認定電気工事従事者認定証の交付申請が可能です。申請方法の詳細については下記のURLをクリックの上ご参照ください。

<https://www.safety-kinki.meti.go.jp/electric/denkikouzi/nintei/index.html>

（表1：電気工事業法及び電気工事士法における電気工作物と資格について）



（4）請け負った電気工事を当該電気工事業を営む電気工事業者でない者に請け負わせていないか（法第22条）

この事項について違反事例はありませんでした。

請負業者の管理は、電気工事業者の登録（届出）の有無の確認はもちろん、電気工事業の種類についても確認する必要があります。

また、建設業の種類を「電気工事業」で許可を受けていても、電気工事業の開始届がされているかの確認も必要です。

登録等の手続き方法については下記の URL をクリックの上ご参照ください。

<https://www.safety-kinki.meti.go.jp/electric/denkikouzi/kouzigyoyou/index.html>

(5) 電気用品安全法による表示の付されていない電気用品を電気工事に使用していないか（法 23 条）

PSE マークの表示がない電気用品が電気工事に用いられていないことが確認できない事例がありました。

この事項に違反した場合、本法及び電気用品安全法の罰則規定の適用を受ける可能性がありますのでご注意ください。

(6) 絶縁抵抗計その他経済産業省令で定められた器具を備えているか（法第 24 条）

省令で定められた器具が備えられていることが確認できない事例がありました。

電気工事業者は、電気工事が適正に行われたかどうかを適正に検査できるよう、営業所ごとに電気工事の検査に必要な器具を備え付けなければなりません。

器具は、絶縁抵抗計、接地抵抗計、抵抗及び交流電圧を測定できる回路計、低圧検電器（※）、高圧検電器（※）、継電器試験装置（※）、絶縁耐力試験装置（※）です。

継電器試験装置、絶縁耐力試験装置については、使用頻度も少なく、高価であるため、同業者や組合との賃貸契約、または他の営業所（自社）から必要なときに使用し得る措置が講じられていれば、備え付けられていると判断することとしています。（※が付されている器具は、自家用電気工事を行う営業所に備え付ける必要がある器具で、一般用電気工事しか行わなければ不要です。）

また、器具については、しかるべき時期に校正する必要がありますのでご注意ください。

(7) 標識の掲示の有無又は記載事項に誤りはないか（法 25 条）

標識の掲示の有無又は記載事項に誤りのある事例がありました。

標識は、規則第 12 条に定める事項（登録番号、登録の年月日、氏名又は名称、代表者の氏名、営業所の名称、電気工事の種類、主任電気工事士等の氏名）を記載し、営業所及び電気工事の施工場所ごとに掲示することが義務づけられて

います。

施工場所にも建設業の許可票だけでなく、本法の標識の掲示も必要です。ただし、電気工事が一日で完了する場合は、施工場所への掲示は省略できます。

(8) 帳簿の有無又は記載事項に誤りはないか、保存期間が守られているか（法第26条）

帳簿を備えていない事例がありました。

特に、請負業者の電気工事の作業の管理を主に行う電気工事業者が、有償・無償を問わず、造営材に取り付けてある配線器具の取替え等の一部の電気工事を自ら行う場合、その業務の状況について帳簿を備え付けていない事例が複数見受けられました。

カード式、伝票式、電子媒体など帳簿の体裁は問いませんが、規則第13条第1項に規定された事項を記載し、営業所ごとに5年間備え付けられなければなりません。なお、同項第四号の「主任電気工事士等および作業者の氏名」については、請負に出した場合、請負業者名だけでなく実際の作業者の氏名が必要です。

3. まとめ

被検査業者9者中6者について、上記の法令違反を指摘しましたが、これは電気工事業の業務の適正化に関する法律、電気工事士法に対する認識が不足していた結果と思われます。

これらの違反を指摘した電気工事業者からは、既に改善計画書及び改善報告書の提出がなされ、改善がなされたことを確認しておりますが、法令遵守は安全かつ適正な電気工事業を実施する上で、基本であることは言うまでもありません。

皆さまにおかれましては、立入検査の結果を踏まえて、今後とも法令遵守、安全な電気工事に努めていただき、電気保安の向上に努めていただきますようお願いいたします。